

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

環自総発第 120417001 号

平成 24 年 4 月 17 日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事
・指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 8 号。以下「改正令」という。）は、平成 24 年 1 月 20 日に公布されたところである。また同日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 1 号。以下「改正施行規則」という。）、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成 24 年 1 月環境省告示第 4 号。以下「改正細目」という。）が制定された。これらは、いずれも改正令の施行の日である平成 24 年 6 月 1 日から施行される。

この改正令等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正令等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 改正令等制定の趣旨

平成17年に法改正が行われてから約 5 年が経過したことから、この間の法律の施行状況等について、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会で審議された。同審議の結果を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、以下の規定が盛り込まれた改正令等を制定したものである。

第 2 改正の内容等

1 動物取扱業の登録を要する取扱いの追加

昨今の動物の取扱いに関する状況の変化に伴い、現在登録の対象となっていないものを、新たに動物取扱業の登録を要する取扱いに追加するものである。

今回新たに追加される取扱いは、動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）である。

(1) 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことの追加

現在動物の多くが、オークションを経由して流通しており、多くの動物が集まるオークション会場における動物の適正な管理が必要である。また多くのオークションにおいて、扱われる動物に関する情報管理・伝達等をオークション事業者が実質的に担っている状況にあり、売買される動物のトレーサビリティの確保に重要な役割を果たしている。これらの点に鑑み、動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを、新たに動物取扱業の登録を要する取扱いに追加するものである。

動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこととは、実際の会場を設けて動物のオークションを運営することであり、会場を設けずインターネット上のみで競りを行ういわゆるインターネットオークションはこれに含まれない。対象となる動物は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条に掲げる「動物」を指す。

登録事業者は、現行の登録基準、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準、遵守基準等の遵守が義務付けられるほか、改正施行規則及び改正細目に定められた以下の事項を遵守することが義務付けられる。

- 競りの実施に当たって当該競りに付される動物を一時的に保管する場合には、感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防ぐため、顧客の動物を個々に保管するよう努めること。
- 競りの実施に当たって当該競りに付される動物を一時的に保管する場合には、当該動物が健康であることを目視又は販売業者からの聴取により確認し、それまでの間他の動物に接触させないようにすること。

なお、「一時的に保管する場合」とは、競りの実施に当たって、あらかじめ当該事業者が競りに付される動物を集めるなど、当該動物の管理を行う場合のことを言い、販売業者自らが競りの会場に動物を持ち込み、会場内での動物の管理の責任を負う場合はこれに含まれない。

- 実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、実施する競りに当該事業者を参加させないこと。
- 実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により動物の愛護及び管理

に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 8 条第 5 号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

- 実施した競りにおいて売買された動物について、販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを 5 年間保管すること。
- 競りの実施状況について記録した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。

これらは、競りに付される動物の情報管理・伝達を適切に行わせるための措置であり、競りに付された動物の売買について、施行規則第 8 条に規定された説明義務が果たされていることをオークション事業者にも確認させるものである。

（2）動物を譲り受けてその飼養を行うことの追加

動物の長寿命化や飼養環境の変化により、主に高齢の動物について飼い主から譲り受けてその飼養を行う、いわゆる老犬・老猫ホームと呼ばれる事業者が増加する一方で、これらの事業者の不適正な飼養実態が報告されている。現行法では、動物の所有権が移転する場合には、動物の「保管」には当たらず、動物取扱業の登録が求められていない。これら事業者を管理・監督することが、動物の適正な飼養の確保上必要であることから、動物取扱業の登録の対象とするものである。

「動物を譲り受けてその飼養を行うこと」とは、動物の所有権を元の飼い主から事業者に移転させた上で、当該動物の飼養を行うことであり、当該動物の所有権が移転しない場合については、従前の通り保管業としての登録が必要である。なお、その対象を「当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合」に限定しており、動物を譲り渡した者（元の飼い主）から無償で引き取る場合や、引取り等に要する費用（輸送費、手数料、不妊・去勢に要する費用等）のみを求める場合はこれに含まれない。一方、譲り渡した時点で、飼養に要する費用の全額を負担する場合に限定されるものではなく、定期的に一定金額を負担する場合も含まれる。対象となる動物は、法第 10 条に掲げる「動物」を指す。

2 犬及びねこの夜間展示の禁止関係

（1）夜間展示等に係る飼養管理基準、遵守基準等の改定

動物の夜間展示により、特に犬及びねこについて、睡眠時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスが生じている状況にあることから、犬及びねこの夜間展示を禁止するものである。当該措置に伴い、改正施行規則及び改正細目において以下の事項を定めた。

- 販売業者、貸出業者及び展示業者が犬及びねこの展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間に行うこと。

なお、「展示」とは、販売業者が店舗内で犬又はねこを顧客に見える状態に置くこと、外部から見えるショーウィンドー内に置くこと等を含み、展示業者による展示行為に限定されない。

- 販売業者、貸出業者及び展示業者は、午後8時から午前8時までの間（以下「夜間」という。）に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

これは、展示を行わない場合にも、顧客の求めに応じて接触させる等の行為を防ぐためのものである。

- 販売業者、貸出業者又は展示業者が夜間に営業を行う場合には、犬又はねこの飼養施設を、他の場所から区分する等夜間に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられているようにすること。

- 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合には、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。

- 長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

これは、夜間展示規制に併せ、特に犬及びねこの展示に関しては、長時間展示を行う際に、展示を行わない時間を設けることを義務付けたものである。

- 販売業者が、夜間に、犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

動物の飼養環境については、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年1月環境省告示第20号）第5条第1号ト「動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等に確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境の管理を行うこと」とされているところであるが、夜間展示規制に併せ、犬及びねこ以外の動物について夜間に展示を行う場合についても、明るさの抑制等の飼養環境に配慮するよう入念規定を設けることとした。

(2) 登録等申請時の記載事項への「営業時間」の追加

夜間展示規制に併せ、登録及び更新の審査の際に、当該規制の遵守状況を確認するため、動物取扱業の登録の申請及び更新時の記載事項に「営業時間」を追加する。なお、営業時間のうち夜間に含まれない部分を変更する場合には、軽微な変更とみなし、変更の届出を要しない。